

## モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること
------------------	----------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことが出来る環境を整備すること
施策目標	8	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
施策目標	8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること
個別目標1		労働保険の適用対象事業場の適正把握・適用促進を図ること
個別目標2		労働保険料等の適正徴収を確保すること
(評価対象事務事業) ・保険料算定基礎調査 ・滞納整理の実施		

## 施策の概要(目的・根拠法令等)

## 1 目的等

労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の適正把握・適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を実施する。

## 2 根拠法令等

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

主管部局・課室 労働基準局労働保険徴収課

関係部局・課室 ー

## 2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	労働保険料等収納率(単位:%) (前年度以上/毎年度)	97.54 【100.1 %】	97.86 【100.3 %】	97.92 【100.1 %】	97.64 【99.7%】	97.56 【99.9%】
(調査名・資料出所、備考)						
・「収納率」=「実際に収納があった金額」/「労働保険料として徴収すると決定された金額」×100%						
・指標1は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。						

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 労働保険の適用対象事業場の適正把握・適用促進すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 労働保険適用事業場数 (単位:事業) (前年度以上/毎年度)	2,967,228 【99.6%】	2,966,352 【100.0%】	2,975,843 【100.3%】	2,972,537 【99.9%】	2,957,598 【99.5%】
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。					

個別目標2 労働保険料等の適正徴収を確保すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 労働保険料等収納率(単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	97.54 【100.1%】	97.86 【100.3%】	97.92 【100.1%】	97.64 【99.7%】	97.56 【99.9%】
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。					

個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	保険料算定基礎調査				
平成20年度 予算額等	68百万円(補助割合:「国 / 」[ / ] [ / ])				
平成20年度 決算額	32百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図るために、保険関係が成立している、若しくは成立していた事業場又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対し質問、又は帳簿書類等の検査を実施する事務である。					
労働保険料等の適正な徴収を確保するためには、基礎資料を調査し実態を把握するほか、事業主等が行う事務処理の違法・不当を発見し、これを是正することが必要である。					
政府決定・重要施策との関連性					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	381	356	242	89	68
予算上事業数等 算定基礎調査実施件数 (事業)	—	— ※18年度より 積算見直し	52,582	19,281	14,879
事業実績数等 算定基礎調査実施件数 (事業)	47,933	39,547	35,469	36,985	38,268
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
都道府県労働局において、本事務に係る年間業務計画を立て、それに基づきながら計画的かつ効率的な実施の励行等により、労働保険料等の適正な徴収が図られており、平成20年度においては、上記「事業実績数等」に示した数値のとおり取り組んだところであり、個別目標に係る指標の目標達成度の維持に結び付いている。					
平成22年度概算要求においては、この実施状況を加味するとともに、労働保険料等					

の適正な徴収を確保するため、引き続き、本事務を積極的に推進する必要があることから、必要な経費として適切な予算額を要求することとする。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	滞納整理の実施				
平成20年度 予算額等	104百万円（補助割合：「国 / 」[ / ] [ / ]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	74百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
労働保険料等を所定の納期限までに納付しない事業主に対して、納付するよう督促したり、必要に応じては、これを強制的に徴収するため、滞納者の財産を差し押さえるなど実施する事務である。 労働保険料等の適正な徴収を確保するとともに、労働保険料等の収納率向上を目指すべく、本事務を積極的に推進していく必要がある。					
政府決定・重要施策との関連性					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	246	203	185	113	104
予算上事業数等	—	—	657,627	646,846	616,391
①納入督促件数（件）	—	—	494	460	464
②滞納処分件数（件）		※18年度より 積算見直し			
事業実績数等	634,007	621,512	606,588	624,709	644,573
①納入督促件数（件）	455	460	479	769	818
②滞納処分件数（件）					
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
都道府県労働局において、本事務に係る年間業務計画を立て、それに基づきながら計画的かつ効率的な実施の励行等により、労働保険料等の適正な徴収が図られており、平成20年度においては、上記「事業実績数等」に示した数値のとおり取り組んだところであり、個別目標に係る指標の目標達成度の維持に結び付いている。 平成22年度概算要求においては、この実施状況を加味するとともに、労働保険料等の適正な徴収を確保するため、引き続き、本事務を積極的に推進する必要があることから、必要な経費として適切な予算額を要求することとする。					